

## 議会運営委員会

平成29年10月25日（水曜日）午後 3時20分開会

### 出席委員（7名）

委員長	吉成伸一	副委員長	相馬剛
委員	森本彰伸	委員	佐藤一則
委員	大野恭男	委員	鈴木伸彦
委員	齋藤寿一		

### 欠席委員（1名）

委員 中村芳隆

### オブザーバー（2名）

議長 君島一郎                      副議長 山本はるひ

### 説明のための出席者（なし）

### 出席議会事務局職員

事務局長	石塚昌章	議事課長	増田健造
議事課長補佐 兼議事調査 係長	福田博昭	書記室	井良文
書記	磯昭弘		

### 議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 協議事項
  - (1)質問について
  - (2)議会基本条例の検証について
  - (3)議会会議規則の改正について
    - ・情報端末機の使用基準
  - (4)その他

・電子表決システムの導入方針（案）について

4. その他

5. 閉 会

開議 午後 3時20分

◎開議の宣告

○石塚事務局長 研修会の後で大変お疲れのところ、ご苦労さまです。ただいまから議会運営委員会を開催したいと思います。



◎委員長挨拶

○石塚事務局長 初めに、委員長のほうの挨拶をお願いします。

○吉成委員長 皆さん、こんにちは。

先ほど、小川夫妻の講演会ということで、余り聞きなれないような言葉もたくさんありましたけれども、さまざまな、やっぱりあるんだなということが改めて感じました。また、22日本当であれば、那須野巻狩まつり本祭りが行われるところ、台風21号の影響で中止になってしまいましたけれども、聞いたところによると、この台風の被害というのはほとんどなかったということで、そういった部分で安堵しております。

本日お集まりをいただいたこの時間帯というのは、先ほども言ったように、講演会があって、ちょっとイレギュラーな時間からのスタートで、皆さんにちょっとご迷惑をおかけしたんですが、今後、重要な決めていかなくはない事項がございますので、皆さんのさまざまなご意見をいただきながら、きょうの会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。



◎協議事項

○石塚事務局長 それでは、早速3の協議事項に入

ります。

ここからの進行は委員長のほうでよろしく願います。

○吉成委員長 それでは、3の協議事項、(1)質問について、これは前回の議運のときにも、質疑質問についてということで、皆さんに資料をお示しして、事務局のほうからご説明いただいた経緯があります。その際に、何点かご指摘があった部分について、きょう改めて皆さんと確認をしてみたいと思います。

それでは、福田補佐、お願いします。

○福田議事課長補佐 それでは、質問についてという資料につきまして、ご説明をさせていただきます。

今、委員長のほうからお話ありましたように、前回、9月27日の議会運営委員会の開催の中で、質問についてという資料を出させていただいたところでございます。会議の中で、特に社会福祉協議会やシルバー人材センター、消防などの一部事務組合などについてはどうなんだろうかというようなご質問が委員のほうから出されましたので、前回の資料をさらにわかりやすく、委員全員に周知できるようなものとするように考え、改めて作成したのとなっております。

本日この内容で、議会運営委員会の中でご了解が得られましたら、今後11月2日の会派代表者会議、それから11月9日の議員全員協議会で周知していただく予定となっております。また、市政一般質問の通告開始が11月6日からの予定となっておりますので、会派代表者会議終了後に全議員にあらかじめメール等で周知をさせていただくようなことも考えておりますので、申し添えさせていただきます。

まず、一番上の二重丸のほうをごらんいただきたいと思います。質問とはということについてで

すけれども、これにつきましては、前回の資料と変わってございません。簡略化して記載をしております。

2つ目の二重丸となります。対象範囲をごらんいただきたいと思います。質問の対象範囲につきましては、地方公共団体の一部事務ということでございまして、自治事務、法定受託事務、いずれも対象となる。これも前回の資料のとおりとなっております。①から③につきましては、前回の資料では国の事務、一部事務組合の事務、地方公社、第三セクターの事務ということで、まとめて記載をしてありましたけれども、これを項目で3つに分けさせていただきました。これは、いずれも原則的なものということでの記載ということでございます。

まず、①の国や県ほかの地方公共団体の事務は質問の対象とはならないという原則を記載しておりまして、ただし、地域住民の生活に重大関係がありということで、例外としてそういったことについては市長に対策や意見を求めることはできるという例外として認められるというような説明となっております。

下にあります四角で囲ってあるものにつきましては、例として国道、新幹線、自衛隊などというものを記載してございます。

次に、②一部事務組合の事務は質問の対象にならないという原則が記載しております。これは、前回の会議でご質問が出たところございまして、例外として説明書をつけさせていただいております。まず1行目ですけれども、一部事務組合の事務については、組合議会においてただすものである。ただし、市議会としては予算化されている一部事務組合の負担金についてただすことはできる。例えば消防費におきましては、常備消防は那須地区消防組合の負担金の予算となっているため、事

務においては、組合議会でただすものでありますが、非常備消防については、非常勤特別職である消防団に係る事務であるため、質問することができるという説明をつけ加えさせていただいております。以下四角で囲っておりますのは、本市で対象となる一部事務組合の名称を列記させていただいております。

最後に③でございすけれども、公社、第三セクター等の業務については、質問の対象とならないという原則を記載させていただいております。また、例外といたしまして、ただし当該団体の出資、債務保証の適否、長の監督権の行使の状況については質問できるということで記載をさせていただいております。

法人や公社の主なものとしまして、四角で囲わせていただいておりますが、社会福祉協議会、シルバー人材センターなどを記載させていただいております。

最後になります。資料の一番下の二重丸でございすけれども、文献・資料の引用、朗読のところにつきましては、引用は必要最小限にするのが原則であるということで、これは前回の資料と同じものとなっておりますので、説明のほうは省略をさせていただきたいと思います。

以上、この質問についての資料のご説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○吉成委員長 今、福田補佐のほうから説明をしていただきました。前回の資料を持っている方は、比較していただくとわかると思うんですが、前回の場合には羅列していたものを、なるべくわかりやすくということで、今回は対象範囲としては①②③という形で、全議員の方々にお示しをしたいと思います。このような形でつくっていただきました。皆さんから何かございましたらお願いし

ます。

このような形でお示するという事によろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 あわせて、前回質疑についても、皆さんに資料として提出させていただいているんですね。あの質疑についても、やはり全議員にお示しをしたほうがいいかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。合わせてお示しするという事によろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 では、そのような形をとらせていただきます。

それでは、続きまして(2)の議会基本条例の検討について、前回も資料等でお示しをしておりますが、改めて室井主査のほうからご説明をお願いします。

室井主査。

○室井書記（議会基本条例の検証について、各党派ごとの検証依頼）

○吉成委員長 ありがとうございます。

ちょっと慌ただしい感じがいたしますが、できれば、この12月中に前文から21条までの各党派の検証結果をまとめて、スケジュールどおり進めていきたいと思っております。今、室井さんのほうから説明をいただいたとおり、11月10日までに前文から10条まで、これに関しては会派で検討させていただいて提出をいただくという、まずは第1段階としてそれをやっていただきたいと思います。

これ、データでとなりますよね。そこをちょっといいですかね。今我々これ紙ベースでいただきましたけれども、実際にはデータで打ち込んで渡すというふうになると思うんで。

○室井書記 そうですね。提出に当たっては、紙でこちら手書きと言ってもスペースなんかは資料の

中では狭い部分とかありますので、当然書き込むとすごい量になる部分もあるかもわからないので、もちろんデータのほうは事務局のほうから委員の皆様へ送るような形で。

○吉成委員長 じゃ、きょう議運のメンバーいますんで、議運のメンバーにデータでメール配信されるということでもいいわけですね。じゃそのような形をとらせていただきます。

12月にも議運は開催したいと思っておりますので、まだ決定していませんから、当然。ただ、おおむねちょっと頭に入れておいていただきたいのは、11条から21条に関しては、大体12月6日ぐらいを目安に、会派のほうでまとめていただければと思いますので、そのとおりになるかどうかはわかりませんが、今、日程的にはその辺かなというふうに我々この前の打ち合わせの中で、委員長、副委員長、そして事務局との打ち合わせではそんなふうを検討しましたので、その点お含みおきを願いたいと思っております。

前回の9月に開催をしました議運の中で、先ほど室井さんから説明いただいたその評価ということでAからE、それから管理についてということで、アからオということで、細かく書いてありますので、そちらを参照をさせていただいて、記載をお願いしたいと思います。

皆さんのほうからこの点について何かございますか。じゃ、そのようなスケジュールで進めさせていただくということによろしいですか。

○相馬副委員長 委員長よろしいですか。

○吉成委員長 副委員長どうぞ。

○相馬副委員長 今、委員長はAからEとおっしゃいました。事務局のほうはアからオというふうにおっしゃったんですけれども。

○吉成委員長 これは、評価についてはAからEと、それから課題管理については、アからオというこ

とで2つの評価があるんです。

そのほかございますか、よろしいですか。

(「すみません、ちょっと聞き逃したので、このアイウエオの説明」と言う人あり)

○吉成委員長 その点については、皆さんに了承を得たんですけれども、前回。そこに全部記載されておりますので、よろしく願います。

そのほかございますか。

[発言する人なし]

○吉成委員長 じゃ、よろしいですか。じゃ、そのような形で今後進めてまいりますので、(2)については、以上といたします。

続きまして(3)、議会の会議規則の改正についてを議題といたします。

福田補佐から説明をお願いします。

○福田議事課長補佐 (議場への情報端末機器持ち込みに伴う議会会議規則の一部改正について説明。)

○吉成委員長 ありがとうございます。

今説明をいただいたとおりですが、間違いなく会議規則の写真機及び録音機類というのは、これは省かないと、タブレット等の使用はできませんので、そこは間違いなく省くということだと思います。もう一点、余り確かに今外套であったり、襟巻って言葉自体は通常の我々の生活の中では使わないんですよ。やはり、コート、マフラーというふうな言葉が、普通に使われていると思うんです。そういうふうに変えたところが先進かどうかというのはまた別問題として、今回、一部会議規則の改正を行うので、もしあわせてやるのであれば、こういうときに、言葉自体、文言自体の変更というのもやってもいいんじゃないかということで、たまたま今回この2つ、このパターンを出ささせていただきました。皆さんからご意見をいただいて、最終決定をしていきたいと思

ますので、お願いをいたします。

佐藤委員。

○佐藤委員 委員長おっしゃるとおりに、この際、通常使っているコート、マフラーのほうに一気に変えたほうが良いと思います。

○吉成委員長 ありがとうございます。

そのほか、ございますか。

[「なし」と言う人あり]

○吉成委員長 それでは、コート、マフラーという言葉自体も変える、新旧対照表2枚目のほうにありますような形で、会議規則を変えるということでもよろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○吉成委員長 じゃ、そのような形にまとめさせていただきます。

じゃ、補佐をお願いします。

○福田議事課長補佐 (議会会議規則改正に伴う傍聴規則の一部改正及び傍聴人の注意事項の変更について)

○吉成委員長 それでは、今最後に福田補佐のほうから説明があったように、傍聴人の注意事項に関しては報告事項ということで、前回もありましたので、そんな形をとらせていただいて、規則の改正については当然これは諮らなければいけませんので、このような形で、皆さんにはお示しするというでもよろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○吉成委員長 じゃ、このような形をとらせていただきます。

続きまして、情報端末機の使用基準について、これについて、私のほうでとりあえず素案をつくりまして、その素案に関しまして、事務局のほうで修正をしていただいて、今回皆さんにお示しするという運びになっておりますので、そちらを資料をごらんになっていただきながら、これにつ

いても、じゃ説明をお願いします。

補佐。

○福田議事課長補佐（情報端末機の使用基準について。）

○吉成委員長 ありがとうございます。

情報端末機の使用基準ということで、このような基準を設けさせていただきました。皆さんのほうから、質問なりご意見がございましたらお願いをいたします。

○君島議長 ちょっといいですか、委員長。

○吉成委員長 はい。

○君島議長 オブザーバーとして聞いては悪いかなとは思いますが、2条の定義のときに、一般的に「とは」って入らないですか。(1)会議とはというふうな形で表現になっていないですか。

○福田議事課長補佐 最初にこの記載の仕方なんですけれども、最初にこの言葉の会議ということでして、1文字あけて記載させていただいたんですけれども、そのように規定をしている議会もございますし、「とは」と入っているところも確かにあるとは思いますが。今回は文言を先にして、この意味について、1文字あけて説明という、そのようにしている議会も確かにございまして、それを参考にして記載させていただきました。

○君島議長 いいんです。どっちということではなくて、ただ、その辺だけ、確認だけとっておいてもらえればと思ひまして、ここで決まっちゃってから、後でどうのこうの言ってもしょうがないんです。

○吉成委員長 表現の仕方としてはどちらもあるということですね。この書き方では全ての会議を言うということで、規定が明確にされているということです。そのほかございますか。

遵守事項については、今回(1)から(4)というかたちで、このような形をとらせていただきましたけ

れども、今後ふぐあいがあった場合には、この議運の中でも、また改めて協議をして、あくまでもこれは内規ということですし、それからもう一点、タブレット端末の導入というのが、平成31年に執行部、そして議会側、一緒に導入になると思います。それまでの暫定期間の中で、我々自身が持っている端末に関する使用基準ということですので、とりあえず余りぎゅうぎゅうに使いにくいという状態にはしておりませんので、このぐらいのことは守って使いましょうというふうにとりあえずは決めていますので、その点はぜひご理解いただきたいなと思います。

じゃ、そのような形で、全議員に周知をすることによってよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 では、そのような運びとさせていただきます。

それでは、続きまして、(4)電子表決システムの導入方針（案）について。これは、前回の議運の中で、相馬副委員長のほうから、電子表決システムを今後使用してはどうか、導入してはどうかということで、皆さんのご理解をいただいています。そこで、導入方針について検討しましたので、これについては、増田課長のほうから説明をお願いします。

○増田議事課長（電子表決システムの導入方針案について説明。）

○吉成委員長 ありがとうございます。

それでは、順次決めてまいりたいと思います。今、課長から説明をいただきました。趣旨1、それから2、導入のプロセス、この導入のプロセスの件なんですけど、12月からやりましょうということで決定は見ているわけですけども、12月、それから3月については、これは試行期間としましょうと。正規導入に関しては、来年の6月議会か

らスタートしましょう。その理由としては、やはり事務局で調べていただいた内容として、私なんかそう余りないのかなと思ったんですが、実は、間違いが結構あるそうです。賛成反対をわからなくて押してしまうという、自分の意思とは違うボタンを押してしまったとか。結局委員長報告に対してとかとよく議長が言われますよね。そのとり方を間違ってしまうと、本来賛成のはずなのに反対を押してしまったたり、そういうことがあるそうです。そういったことも含めて、今回は2回の議会にわたって、特に3月議会はかなりの議案が出てまいりますので、そこで我々も少しなれて、なれた時点で本格導入は6月からしましょうというふうな今回プロセスを提案をさせていただいたということであります。

まず、この導入1と、それから、導入プロセス2については、このような、今後、運びで試行期間を入れていくということによろしいですか。どうでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、このような形をとらせていただきます。

続きまして、3になりますけれども、検討課題ということで、表決方法を決定する必要があるということになっているわけです。①②③ということなんですけれども、本格導入に関してはこれ今後、先ほどの今後のスケジュールの中で、3月定例会終了後、各党派でしっかりとルール決めをしていただいて、そこで議運で話し合って決定していくわけですが、この試行期間の中ではどういうふうにするかというのが、当然必要なわけですね。それを皆さんにお諮りをしたいと思うんですが、やはり、間違いという可能性もありますので、従来の当然、起立表決は必要なわけですから、起立と、それからボタンと併用でまずは

2回やるということでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 よろしいですか。

じゃ、そのような形をとらせていただきます。

裏面のほうをごらんになっていただいて、スケジュールについて、このような、先ほど課長から説明いただいたとおり、今後進めてまいりたいと思います。

それから、これは、議長の口述ということですが、議長はこのような形で今後12月、3月議会については、口述を述べていただいて、我々がそれに対してのボタン、そして起立採決を行うという形をとります。

じゃ、全体通して、この件に関して皆さんから何かございますか。抜けているところありますか。大丈夫ですか。足りないところありますか。

課長。

○増田議事課長 委員長から先ほどお話がありましたように、間違いがあるというような議会、私が聞いたところでは、タブレットの関係で行った栃木市議会に電話してみたところ、栃木市議会でも定例会で少なくとも1回は間違えるというようなことをおっしゃっていました。それで、議事録なんかを、先進導入している自治体を8つちょっと見てみたんですが、うちのように簡易表決をとらずに、全てを採決している自治体がありました。ですので、そういったところは異議ございませんか。異議なしというふうな場合には、多分間違いというのは余りないんだと思うんですが、一つ一つ議案、例えば、3月であれば70ぐらいの議案があったかと思うんですが、あれを一つずつやっていった場合には、簡易表決を省略しちゃって、一つずつ諮っていった場合には、そういうことが起こり得るのかなというふうに考えております。

それと、すみません、委員長が今お話ししてい



ただいた中で、説明1点漏れてしまいました。1ページの3番の検討課題の(1)の①②③の四角の中、長野市議会をちょっと調べてみたんですが、長野市議会では人事案件のみ、賛否のボタンを押した上、起立採決を併用しているということを伺いました。ただし、会議規則を見てみますと、やはりボタン採決ですので、起立はパフォーマンスと言えばパフォーマンスです。それで困っていないんですかと今のところ困っていないというようなことはおっしゃっていました。

それと、賛否のボタン、あと起立するところをしない場合は当然ボタン優先、これは会議規則でそうなっているからです。それと、人事案件のみで併用することを申し合わせとしている。ですので、あくまでもうちのほうでも、会派代表者会議と全協では、会議規則がこういう形になっていますので、違う場合には当然起立が優先しますよということを、委員長のほうから申し添えて皆さんに確認していただいて、混乱が起きることを、もし1票差で違うような案件があったときに、混乱が起きることを未然に防止したいというふうに考えております。

以上でございます。

○吉成委員長 ありがとうございます。

あくまでも、今回会議規則を変えるということではございませんので、それは、6月議会で変えるということになりますから、当然起立採決が最優先になります。それと合わせて、簡易採決については、それを省くということはないので、簡易採決については、異議なしで、その部分は従来どおり当然行う。その場合には、ボタンとは全く関係ございませんから、この部分はもう従来どおり。ただし、そうじゃないものに関しては、起立とボタンとを併用するということを、ここで明確にして、それともう一点は、先ほど課長の説明に

あったように、うちのシステムに関しては棄権ボタンがあるということですから、これは一切使わないということも大前提にしていかないと、賛成、反対のみのボタンで行っていきたくと思いますので、そうじゃないと、またおかしくなってしまいますから、どうしても棄権したいという場合には、当然議場から出ていただくと。これまでも、そういうことは実際にありましたので、そこは従来どおり変えないという形をとりたくと思います。このような形としてよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、全議員にしっかりとその部分を伝えて、今後行きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、(4)について以上……。

○鈴木委員 一ついいですか。

○吉成委員長 はい。

○鈴木委員 いずれわかることなんですけれども、ボタンで押したときに、モニターで議席番号順、議員ごとにマル・バツってみえるんでしょうかね。

○吉成委員長 じゃ、その点ちょっと、システム上の表示の仕方があるんですね、あれ。余り縦だとちっちゃくなっちゃいますからね。横だと大きくなっちゃってね。

じゃ、課長お願いします。

○増田議事課長 今は1種類しかないんです。さっきのものしかないんで、今表示した例を画面コピーしたのありますので、それを委員の皆様にお配りします。

縦に26人表示されるので、私どもも見てみたんですが、ちょっと文字が見づらいんで、先ほども申し上げましたように、5年間のリースが終了した時点で、ちょっと横のものもありますので、そのほうが私どもとしては見やすいようなイメージありますので、それも来年度の中でご検討いただ

きたいと思っています。

(発言する人あり)

委員長。

○吉成委員長 課長。

○増田議事課長 今、私のほうで、今現在の表示はそういうふうになりますが、横にした場合にはやはりお金がかかるようです。それと、5年間のリース終了後は無償で使えるようなんですが、新庁舎が建てるまでの間は、ここで、使わなければならないんで、お金がどのくらいかかるかはわかりませんが、その金額の多寡によっては、後この庁舎使うまでの間は、これで我慢していただくとか、その辺も来年度のことで。

(「色ではっきりわかるんですか」と言う人あり)

○増田議事課長 そうです。

(「青と赤ではっきりわかりますね」と言う人あり)

○増田議事課長 はい。

○鈴木委員 誰が立っているか、立たなくなったときに、ボタンだけだとわからないですよ。後ろ、でかいモニターじゃないと。

○吉成委員長 きのうちちょっと、事務局、私、副委員長で話をしたんですけども、一番理想なのは、モニターの大きなものを議長が座っている座席の後ろに掲げるということであれば、一目で誰でもわかるわけですね。でも課長から説明があったように、リース期間というのが5年間あって、実際に切りかえとなった場合には、来年度いっぱい契約が更新されていますので、その後の話になる。でもそれも、モニターがでかくなるということは、相当な多分費用が考えられますので、そういったことも含めて、その時期になったらまた検討するというので、よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○吉成委員長 じゃ、そのような形をとらせていただきます。

○増田議事課長 委員長、すみません。

○吉成委員長 はい。

○増田議事課長 今、補佐に聞いたんですけども、委員長の後ろに大きいもの、モニター表示すると、ちょっと今補佐に聞いたら1,000万ですって。

(発言する人あり)

○吉成委員長 はい、それでは、でもどうしてもという話が今後出てきた場合には、また、皆さんで協議したいと思います。1,000万ということですので、ちょっとご検討いただきたいと思います。

それでは、(4)のその他、皆さんのほうからございますか。

[発言する人なし]

○吉成委員長 よろしいですか。

—————◇—————

#### ◎その他

○吉成委員長 (議会運営委員会の第2回目の堅守会開催予定について。)

○吉成委員長 事務局からございますか。

○石塚事務局長 (事務連絡)

—————◇—————

#### ◎閉会の宣告

○吉成委員長 それでは長時間にわたって皆さんにご検討いただいて、全てにおいてスムーズに議事が進行しました。大変にありがとうございました。

以上をもちまして、議運を終了させていただきます。

ありがとうございました。

閉会 午後 4時30分